

第2期東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）に関するパブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

通番	ページ	項目	意見件数	意見の概要	修正有無	本市の考え方
1	17	重点施策1	1	<p>【意見】 「トップアスリート連携事業」（17ページ）を削除してください。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市政において「プロスポーツ選手のセカンドキャリアの確保も目的として実施する」必要性はありません。 2. 文化部などの生徒の立場からすれば、公共の予算・教育資源の配賦が不平等であり、教育の機会均等に反しています。 3. 本事業はプロが特定の競技を運動部の生徒に指導するという、教育内容まで規定しています。本来ならば、自由度の高い教育資源を各学校に公正に配賦すべきであり、教育内容は校長の裁量で決めるべきです。 4. 本事業は、野田市長の選挙公約でした。政治です。教育は、政治である市長の意向から独立していなければなりません。今後、政治傾向の異なる市長が選挙で選ばれた場合、本事業の継続性に悪影響が出ます。 5. 本事業は政治であり、民間の事業者である近鉄ライナーズが関与していることから、本事業を広告として取り扱うことは、公平・中立であるべき公共の事業として望ましくありません。 6. 「高校ラグビー全国大会で花園を目指す」という目標は、生徒の身体の発育に最適化していません。これを目標として掲げることは、現実問題として実現が極めて困難であるため、不適切です。生徒の立場からみれば、「実現への可能性が低い事業を計画にしても良い」という非合理的な考えを学習してしまうこととなります。このような目標を、（校長ではなく）教育委員会が設けたり表明したりすることは不適切です。 7. 本事業を実施しない中学校の立場からすれば、本事業に係る教育資源の配賦を受けないことになり、実施する中学校と実施しない中学校の間で格差が生じ、不公平です。市役所から多くの教育資源の配賦を受けることは、学校にとっては欲するところですが、本事業では、教育内容を行政や教育委員会が規定してしまっており、校長に裁量の余地が無いことから、教育制度として不適切です。本事業を実施しない中学校にも、実施した場合と同額の、自由に使える予算を配賦すべきです。そうしないと、行政や教育委員会が、学校の教育内容を操作・支配する形になってしまいます。 	無	本市の各学校においては、地域の様子や実態等に応じて、地域環境の特徴や特性を生かしながら、地域をはじめ、企業・大学などと連携し、地域の伝統、モノづくりの先端技術や高度な学問に接する取り組みや、国際理解教育を学ぶ取り組みなどを実施し、子どもたちが生きた知識を身につけ、学習に興味を持つ環境づくりを進めています。また、スポーツのまちづくりには多様な視点があり、様々な主体が連携して取組を進める必要があります。いただきましたご意見は、今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。

通番	ページ	項目	意見件数	意見の概要	修正有無	本市の考え方
				<p>8. 子どもとアスリートでは、体格・体力や、運動する目的などが大きく異なります。「高い水準」とは、プロ用競技であって、10歳代の子ども用に最適化されていません。子どもにとっては、一般的な身体の発育を促す指導が必要なものであって、ラグビーに特化したプロの大人による「高い水準」の指導は必要ではありません。正規教員の人数を増やすことや、正規教員の研修機会を増やすことなどにより、個々の生徒に応じた適正水準の指導を行うことが適切だと思われます。</p> <p>9. 日新高校では、2020年9月に本事業を試行実施したものの、2021年度の入学志願者数が減少し定員割れをしました。このことを考えると、本事業は、子どもにとっての特段の魅力は無く、むしろ逆効果になっている可能性もあると思います。高校生になるのですから、ラグビーという非日常の世界に憧れる子どもは減ると思います。子どもであっても自分の将来について、現実的に考えるものです。「高校ラグビー全国大会で花園を目指す」という目標は、リスクが高すぎるし、意味が無い、ということぐらい子どもでもわかります。</p> <p>10. 運動部だけの施策ですので、働き方改革の恩恵を受ける部活動顧問教員に偏りが生じます。働き方改革は、正規教員を適正に配置するなど、学校として望ましい体制構築により実現すべきです。本事業は、一部の学生がプロから特定の運動技能の指導を受けるという、特殊な学習形態であるため、この事業の実施が適正な学校運営であるとは言えません。ゆえに、本事業の目的に、働き方改革を設定することは不適切です。</p> <p>11. 「東大阪市立学校に係る部活動の方針」（平成31年3月東大阪市教育委員会）には、「校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校のHPへの掲載により公表する」とあります。部活動は、実施の是非を含め、年度毎に、校長の権限で行うべきであり、行政が定める計画等に基づくべきではありません。仮に本事業が計画等に記載されたとしても、それは無効です。無効となる文言を本戦略に盛り込むべきではありません。</p>		
2	21	重点施策3	1	<p>【意見】 「マスタース花園の創設」（21ページ）を削除してください。</p> <p>【理由】 1. 参加を希望する個人や業者が自主的に実施すれば良い事業です。市役所が実施する必要はありません。 2. 高齢者がプレイするラグビーを観たいと欲する市民は少ないと予想されま す。ラグビー愛好者だけが喜ぶ事業であって、多くの市民にとってメリット はありません。</p>	無	マスタース花園は、公民が連携し花園ラグビー場を活用して地域経済の活性化を進める取り組みです。いただきましたご意見はラグビーに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考にいたします。